

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 14 日

日本製薬団体連合会会長 御中

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局歯科保健課
厚生労働省医薬局総務課

令和 6 年医師、歯科医師及び薬剤師の届出について（再周知）

標記につきましては、従来から御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 6 条第 3 項、歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 6 条第 3 項及び薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 9 条の規定により義務づけられた 2 年に一度の医師、歯科医師及び薬剤師の届出について、本年 1 月 15 日を提出期限として実施したところです。

医師届出票、歯科医師届出票及び薬剤師届出票は、公的統計を作成する基礎資料となるだけでなく、国や都道府県における医師、歯科医師及び薬剤師確保対策について検討する上でも重要な基礎資料となるものであり、また、医師及び歯科医師においては、本届出票を基に「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されることになります。

なお、令和 4 年度から、医療機関等に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師について、オンラインによる届出が可能となりました。引き続き、オンラインで届出を行っていただくことができますが、オンラインによる届出が困難な場合については、従来どおり、保健所に紙媒体で届出を行っていただくことも可能です。

（なお、当分の間、届出は可能ですが、オンラインによる届出は、4 月 1 日から 18 日までの期間は行えません。）

休業中の方も含め、全ての医師、歯科医師及び薬剤師に届出をしていただく必要があるため、現時点で、まだ届出を行っていない場合には、速やかに届出をしていただくよう、改めて会員の方々への周知をお願いいたします。